

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 30 の 2 - 1 - 10	30 の 2 - 1 - 10	計量法（平成 4 年法律第 51 号）における特殊容器の型式等（計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号））で引用する日本工業規格「容量表示付きガラス製びん（壺）」の改正に伴い、所要の整備を行った。